

権利侵害明白性ガイドライン

初版：令和3年4月

一般社団法人セーフティーインターネット協会

I はじめに

1 ガイドライン策定の経緯

総務省では、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の在り方等について検討を行うため、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」が2020年4月に開始され、8月に中間取りまとめの公表、12月に最終とりまとめの公表が行われた。同研究会においては、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の課題と円滑な被害者救済について検討がなされ、「被害者救済の迅速化のためには、新たな裁判手続の創設について検討することに加え、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）でプロバイダから発信者情報の開示がなされることが望ましく、裁判外（任意）での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきであるという指摘」があった¹。このように、任意開示の促進への期待が高まる一方で、現状の課題として「権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースとともに、権利侵害が明白と思われる場合であっても、実務上、発信者情報がプロバイダから裁判外で（任意に）開示されることはそれほど多くない²」²ことがあり、その一因として、プロバイダにおいて権利侵害の明白性判断が困難であることが考えられる。そこで、プロバイダが同判断を行うことができる類型について方向性を示すことが任意開示の促進には必須であるため、また、上記最終とりまとめの「裁判外での開示が円滑になされるために、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当である」との記載³を受けて、本ガイドラインを策定する。

2 本ガイドラインの検討対象とする権利侵害類型

被侵害利益については、権利侵害の明白性判断が他と比してより困難である名誉権及び名誉感情を検討対象とする。なお、請求者が、名誉権及び名誉感情に加え、プライバシー権も同時に侵害すると主張して開示請求を行う場合も存在するが、名誉毀損及び名誉感情侵害が成立すれば権利侵害が明白であり開示相当と判断できるため、本ガイドラインにおいては、プライバシー権侵害の成否について考慮しないものとする⁴。

¹ 総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」32頁
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf)

² 同4頁

³ 同33頁

⁴ プライバシー権侵害の成否については、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会策定「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（第4版）」及び「発信者情報開示関係ガイドライン（第7版補訂版）」を参照。

次に、被害者となる可能性がある者は、個人と、企業その他法人等とに大きく分けられる。企業その他法人等については、社会へ及ぼす影響が個人に比して高く公共性等が認められる可能性が高いことや、主観的名誉の有無につき議論があることから、本ガイドラインはまずは個人の権利侵害情報を検討対象とする。

3 プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドラインとの関係

発信者情報開示に関しては既にプロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン（以下「既存ガイドライン」）が存在する。既存ガイドラインにおいては、権利侵害の明白性判断に関し、「権利侵害の明白性が認められる場合についての一般的な基準を設けることは難しい。発信者に対して意見を聴取した結果、公益を図る目的がないことや書き込みに関する事実が真実でないことを、発信者が自認した場合などには、名誉毀損が明白であると判断してよい場合があるが、それ以外の場合については、以下の発信者情報の開示を認めた裁判例等を参考にして、権利侵害の明白性の判断を行い、判断に疑義がある場合においては、裁判所の判断に基づき開示を行うことを原則とする。」との記載⁵がされている。

また、既存ガイドラインでは名誉感情侵害における権利侵害の明白性についての記載はなく、「本ガイドラインで取り上げていない種類の権利侵害については、当該事案に応じて、権利侵害の明白性の有無が判断されるべきことは言うまでもない。」との記載にとどまる。

そこで、本ガイドラインは、既存ガイドラインを前提としたうえで、プロバイダにとって権利侵害が明白であると比較的容易に判断できる類型について、「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」において議論を重ね、可能な範囲で明確化するものである。

4 本ガイドラインの射程

以上を踏まえ、本ガイドラインは、既存ガイドラインに記載のある「発信者に対して意見を聴取した結果、公益を図る目的がないことや書き込みに関する事実が真実でないことを、発信者が自認した場合」⁶のほかに名誉毀損が明白であると判断できる類型や、名誉感情侵害が明白であると判断できる類型のうち、プロバイダが容易に判断可能な類型を示すことによってその判断指針を示すものである。

5 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」における議論を元に、権利侵害が明白であるとプロバイダが比較的容易に判断できる類型について、指針を示すものである。したがって、本ガイドラインが示す類型に該当しない場合であっても、ただちに

⁵ 「発信者情報開示関係ガイドライン(第7版補訂版)」12頁

⁶ 同12頁

権利侵害が明白でないため発信者情報の開示を行う必要がないということではない。各プロバイダにおいて、個別に検討を行った結果、諸所の事情を勘案し、権利侵害が明白であると判断できる事例については、発信者情報の開示等の適切な対応をすべきことは言うまでもない⁷。

6 見直し

本ガイドラインは、情報通信技術の進展や実務の状況等に応じて、適宜見直すことが必要と考えられる。そのため、本ガイドライン策定後も、本検討会における検討を続け、本ガイドラインの改善を行っていくこととする。

II 名誉毀損の明白性判断について

1 前提

(1) 名誉毀損の権利侵害の明白性の要件

まず、名誉毀損において侵害される名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価のことであり、この社会的評価を低下させる行為は名誉毀損となりうる（最三判平成9年5月27日・民集51巻5号2024頁）⁸。そして、名誉毀損の権利侵害の明白性が認められるための要件について、既存ガイドラインにおいて、「当該侵害情報により被害者の社会的評価が低下した等の権利侵害に係る客観的事実のほか、①公共の利害に関する事実に係ること、②目的が専ら公益を図ることにあること、③—1事実を摘示しての名誉毀損においては、摘示された事実の重要な部分について真実であること又は真実であると信じたことについて相当な理由が存すること、③—2意見ないし論評の表明による名誉毀損においては、意見ないし論評の基礎となった事実の重要な部分について真実であること又は真実であると信じたことについて相当な理由が存することの各事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことが必要と解されている。」⁹と記載されている。

(2) 「当該侵害情報により被害者の社会的評価が低下した等の権利侵害に係る客観的事実」

まず、名誉毀損の成立には「(1) 社会的評価の低下」が必要であり、他人の社会的評価を低下させると評価できるためには、「(2) 対象となる個人が特定されること」要件を充足することが前提となる¹⁰。

⁷ この点は、既存ガイドライン同1頁の「プロバイダ等が法4条の要件の判断を誤って発信者情報の開示を行った場合には、プロバイダ等は発信者に対して損害賠償責任を負うおそれがあるほか、場合によっては刑事上の責任を問われるおそれもある（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）4条及び179条）。そこで、本ガイドラインでは、発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考として、法4条の要件を確実に満たすと考えられる場合について、可能な範囲で明確化を図るものである」の記載と同趣旨である。

⁸ 同11頁

⁹ 同12頁

¹⁰ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会策定「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（第4版）」26～27頁

上記 2 つの要件については、プロバイダの立場で判断が比較的容易と考えられるため、本ガイドラインでは詳述せず¹¹、これらを満たすことは前提とする。なお、前述の通り本ガイドラインにおいては権利侵害の明白性判断を行う対象を個人の権利侵害情報に限るため、「(2) 対象となる個人が特定されること」要件が充足される場合とは、対象人物の氏名（あるいは、氏名に代わる、社会活動を行う際に用いる通称名）が投稿自体にそのまま表記されている場合、及び前後の投稿等の他の事情を総合すれば誰を示しているか推知される場合をいう。

(3) 免責事由の要件（上記①～③）

違法性阻却事由のうち、③—1 真実性及び③—2 相当性については、詳細な事実確認等が必要であり、プロバイダが判断することは基本的に困難である¹²。また、裁判実務において、②公益目的については、公共性が認められれば特段の事情がない限り公益目的も認められる傾向にあるうえ、専ら公益目的によるものか否かの判断は個別具体的に様々な事情を考慮する必要があるため、プロバイダが容易に判断できる類型を摘示することは困難である。

そこで、①公共性が欠けることをもって権利侵害が明白といえる範囲を確定させることがプロバイダにおける判断においては有用である。

2 公共性が欠けると明白に判断できる類型

(1) 考慮要素

公共性の判断においては、対象者の属性、対象事実、及び表現内容等が主な考慮要素になると考えられる。

(2) 対象者の属性

前述の通り、本ガイドラインの対象は個人の権利侵害情報に限定する。そして、個人の属性は、(i)一般私人、(ii)社会的影響力のある私的団体の役員等、(iii)公的職業に従事している者（士業・教員・学者、公務員・公的団体の役員等）、(iv)政治活動を行う者、(v)被疑者・被告人、及び(vi)自ら氏名（あるいは、氏名に代わる、社会活動を行う際に用いる通称名）や容貌を開示して社会全体に向けた情報発信を反復継続して行っている者、あるいはそれを情報発信者に許容している者（インフルエンサー、芸能人、作家、芸術家、音楽家、ジャーナリスト等）等に分類できる。社会的影響力が大きい地位にあるほど当該人物の行状は社会との関連性が高まるため、最も社会的影響力の少ない(i)一般私人に関する投稿であれば、公共性が欠ける可能性が高い。なお、(ii)～(vi)の各分類の中でも職種や地位によって公共性判断が異なる可能性があるものの、本ガイドラインは公共性が欠けることが明らかな類型の摘示を目的としているため、当該可能性は捨象して判断することとする。

¹¹ 詳細は同ガイドラインを参照。

¹² 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」29頁

(3) 対象事実

(a) 私生活上の行状、(b) 職歴・業務上の行為、(c) 事故（被害も含む）、(d) 反社会的勢力とのつながり、(e) 迷惑行為・犯罪行為（被害も含む）、(f) 裁判、及び(g) 借金や破産等に分類できる。関係者が多いほど社会との関連性が高まるため、趣味嗜好・病歴・恋愛遍歴など、(a) 私生活上の行状であれば、公共性が欠ける可能性が高い。

(4) 本ガイドラインにおける判断

前述の通り、公共性の判断においては、対象者の属性、対象事実、表現内容等が主な考慮要素となる総合判断ではあるが、前述の通り本ガイドラインは公共性がないことが明らかだとプロバイダが容易に判断できる類型の摘示を目的としている。そこで、公共性が欠ける可能性が高い属性の対象者に関するものであって、かつ、公共性が欠ける可能性が高い対象事実に関する場合、すなわち、①一般私人の(a) 私生活上の行状に関する投稿であれば公共性が欠けることが明白であるといえ、名誉毀損が明白な類型と判断する。

(5) (i) 一般私人とは

基本的には(ii)～(vi)以外の者と整理する。なお、研究機関、報道機関、及び宗教団体は基本的に(ii)に分類する。また、私企業における社会的影響力の程度については、上場企業か否か、従業員数、資本金等を検討することが考えられるが、前述の通り本ガイドラインは公共性がないことが明らかだとプロバイダが容易に判断できる類型の摘示を目的としているため、上場企業であれば基本的に社会的影響力のある私企業と分類する。

さらに、(vi)についてはインターネットや SNS の発展に伴い誰もが気軽に情報発信が可能となったため、(i)との分水嶺は曖昧になりつつある。しかし、前述の通り本ガイドラインは公共性が欠けることが明らかな類型の摘示を目的としているため、社会全体に向けた情報発信を反復継続していれば(vi)と分類し、知名度等は問わないこととする。

(6) (a) 私生活上の行状とは

基本的には(b)～(g)以外のものとする。(a)は社会生活に及ぼす影響が極度に少ないプライベートな事項に限られ、例えば、趣味嗜好、病歴、恋愛遍歴・妊娠出産に関する事項、容姿、受験歴や学歴、及び出自などが考えられる。

3 公益目的に欠けると明白に判断できる類型

(1) 考慮要素

公益以外の目的の存在を推認させる事情、表現方法

(2) 公益以外の目的としては、嫌がらせ、復讐、人身攻撃等様々な目的が考えられる。もっとも、投稿の目的が単一ではなく、複合的に組み合わさっている場合においては、いずれが主たる目的であるかなど判断が容易でない場合が想定される。

そこで、本ガイドラインは、権利侵害が明白であるとプロバイダが比較的容易に判断できる類型について、指針を示すものであることから、権利侵害情報内に嫌がらせ、復讐、人身攻撃目的など、公益以外の目的である旨が明記されている場合であって、かつ、文脈上、公益目的であることを推認させる事情が全くない場合には、公益目的に欠けることが明らかと考えられる。

Ⅲ 名誉感情侵害の明白性判断について

1 前提

(1) 名誉感情侵害の要件

1.2 で述べた名誉毀損は客観的な社会的評価の低下の有無が問題となる。一方で、社会的評価の低下の有無、つまり名誉毀損の成否にかかわらず、「人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価」（最判昭和45年12月18日・民集24巻13号2151号）が侵害される場合は名誉感情侵害が成立し、それをもって開示対象となる可能性がある。ただし、名誉感情侵害行為が存在するだけで直ちに違法となるわけではなく、最高裁は、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得る」（最三小判平成22年4月13日・民集64巻3号758頁）との判断を示しており、判断基準は「社会通念上許される限度を超える」か否かとなっている。

なお、名誉感情侵害の態様は、インターネット上の行為に限っても様々なものが考えられるが、本ガイドラインにおいては、インターネット上の情報流通によって嫌悪感を伴う消極的意味をもつ言葉を用いた表現行為に限って指針を示すこととする。

2 社会通念上許される限度とは

(1) 考慮要素

①表現内容（文言そのものの侮蔑性、具体性・根拠の有無、回数、意味の不明確性、摘示される事実が社会的評価を低下させるか否か）、②周囲の状況（表現の場における状況、場所の特質、テーマにまつわる状況）、③当事者の客観的属性・行為等（対象者の属性、対象者側の行為、対象者側と表現者側の従前の関係、当事者の客観的なコミュニケーションのシチュエーション、対抗言論・反論可能性）、及び④当事者の主観的意図・目的等が考慮要素になると考えられる¹³。

(2) 対象者

基本的には上記要素の総合考慮が必要となるところ、③当事者の客観的属性・行為等のうち、対象者の属性によって社会通念上許される限度は変化する可能性がある。もっとも、本ガイドラインは、権利侵害が明白であるとプロバイダが比較的容易に判断でき

¹³ 松尾剛行・山田悠一郎『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』第2版（勁草書房、2019年）、411—420頁

る類型について指針を示すものであるから、最も社会通念上許される程度のハードルが低いと思われ、典型的に判断が容易と考えられる、本ガイドライン2の(2)一般私人を対象とする表現に限って検討する。

(3) 対象行為

嫌悪感を伴う消極的意味の言葉を用いた表現行為の①表現内容は、幼稚で他愛のない下品な揶揄又は中傷¹⁴や、意見ないし感想として述べられている¹⁵ものから、表現の受領者を強く不快に感じさせる表現¹⁶、差別的言辞等を用いて人格を否定するもの¹⁷や他人を中傷する極めて悪質な表現¹⁸、対象者を蔑んでいると解される悪辣な表現¹⁹まで、さまざまであるが、その回数によって社会通念上許される限度は変化すると考えられる。すなわち、繰り返し執拗に行われる同一対象者に対する侮辱行為は、社会通念上許される限度を超えると判断される場合が多い（東京地判令和2年9月25日LEX/DB25586179、東京地判令和1年12月2日LEX/DB25582051、東京地判平成28年5月31日LEX/DB25536359²⁰）。

さらに、①表現内容のうち、対象者の存在を否定する表現については、社会通念上許される限度を超えると判断される可能性が高まる²¹。なお、対象者の存在を否定する表現に該当するかどうかの判断においては、スレッドタイトル等の当該表現行為が行われる場所の特質も考慮すべきであり、例えば、氏名のみを書き込む行為であっても、「死んでほしい人の名前」などと題した場所に書き込まれている場合には、当該場所と併せて対象者の存在を否定する表現に該当すると考えるべきである。

(4) 本ガイドラインにおける判断

前述の通り、本ガイドラインは、権利侵害が明白であるとプロバイダが比較的容易に判断できる類型の摘示を目的としている。

そこで、同一人物が²²、一般私人に対し、存在を否定する表現を繰り返し執拗に行う場合については、社会通念上許される限度を超え、典型的に名誉感情侵害が明白であると考えられる。

もちろん、名誉感情侵害の判断は、前述のように多岐に渡る考慮要素を総合考慮する

¹⁴ 東京地判平成28年5月31日LEX/DB25536359

¹⁵ 東京地判令和2年6月10日LEX/DB25585511、東京地判令和2年6月9日LEX/DB25585575

¹⁶ 東京地判令和2年3月13日LEX/DB25584616

¹⁷ 差別的言辞等を用いていないこと等をもって名誉感情侵害を否定したものとして、東京地判令和2年3月27日LEX/DB25584901

¹⁸ 東京地判令和2年1月16日LEX/DB25582898

¹⁹ 東京地判令和1年10月30日LEX/DB25582491

²⁰ なお、執拗でないこと等をもって名誉感情侵害を否定した事案として、東京地判令和2年6月24日LEX/DB25585173、侮辱表現が一語のみであること等をもって名誉感情侵害を否定した事案として、東京地判令和1年9月26日LEX/DB25582124

²¹ 東京地判令和2年1月23日LEX/DB25583663、東京地判令和2年1月16日LEX/DB25582898

²² 存在を否定する表現が複数投稿にわたって繰り返し執拗に行われていた場合に、各投稿の投稿者が同一人物か否かの判断はサービスごとに異なるが、例えば投稿者ごとに識別符号が付されておりその識別符号が一致する場合は、同一人物によるものと判断できる。

ため、個別事情（対象者の行為等）によって、一般私人に対する同一の侮辱表現であっても社会通念上許される限度か否かの判断が異なりうる。しかしながら、存在を否定する侮辱表現を繰り返し執拗に行う場合については、その他の個別事情の如何にかかわらず、社会通念上許される限度を超えると判断しうると考える。

3 その他類型に関する裁判例

その他の類型については、総合考慮による判断を行うこととなる²³が、参考となる裁判例（いずれも、発信者情報開示請求において名誉感情侵害が論点となったもの）を記載する。

（名誉感情侵害の明白性が認められた事例）

- ◎東京地判令和2年9月25日（開示が認められた事例1（判例要旨001））
- ◎東京地判令和2年8月14日（開示が認められた事例2（判例要旨002））
- ◎東京地判令和2年8月12日（開示が一部認められなかった事例1（判例要旨022））
- ◎東京地判令和2年6月5日（開示が一部認められなかった事例2（判例要旨023））
- ◎東京地判令和2年3月16日（開示が認められた事例3（判例要旨003））
- ◎東京地判令和2年3月13日（開示が認められた事例4（判例要旨004））
- ◎東京地判令和2年3月12日（開示が認められた事例5（判例要旨005））
- ◎東京地判令和2年2月19日（開示が認められた事例6（判例要旨006））
- ◎東京地判令和2年1月23日（開示が一部認められなかった事例3（判例要旨024））
- ◎東京地判令和2年1月23日（開示が一部認められなかった事例4（判例要旨025））
- ◎東京地判令和2年1月23日（開示が一部認められなかった事例5（判例要旨026））
- ◎東京地判令和2年1月21日（開示が一部認められなかった事例6（判例要旨027））
- ◎東京地判令和2年1月16日（開示が一部認められなかった事例7（判例要旨028））
- ◎東京地判令和2年1月14日（開示が認められた事例7（判例要旨007））
- ◎東京地判令和2年1月8日（開示が一部認められなかった事例8（判例要旨029））
- ◎東京地判令和1年12月19日（開示が一部認められなかった事例9（判例要旨030））
- ◎東京地判令和1年12月17日（開示が認められた事例8（判例要旨008））
- ◎東京地判令和1年12月12日（開示が認められた事例9（判例要旨009））
- ◎東京地判令和1年12月2日（開示が認められた事例10（判例要旨010））
- ◎東京地判令和1年12月2日（開示が認められた事例11（判例要旨011））
- ◎東京地判令和1年11月7日（開示が一部認められなかった事例10（判例要旨031））
- ◎東京地判令和1年11月1日（開示が認められた事例12（判例要旨012））
- ◎東京地判令和1年11月1日（開示が認められた事例13（判例要旨013））

²³ 従って、繰り返し執拗に投稿を行わない場合であっても、表現内容の程度等を考慮し社会通念上許される限度を超える表現と判断されることもある。

- ◎東京地判令和1年10月30日(開示が一部認められなかった事例11(判例要旨032))
- ◎東京地判令和1年10月30日(開示が一部認められなかった事例12(判例要旨033))
- ◎東京地判令和1年10月18日(開示が認められた事例14(判例要旨014))
- ◎東京地判令和1年9月26日(開示が一部認められなかった事例13(判例要旨034))
- ◎東京地判令和1年9月17日(開示が一部認められなかった事例14(判例要旨035))
- ◎東京地判令和1年8月21日(開示が一部認められなかった事例15(判例要旨036))
- ◎東京地判令和1年8月7日(開示が認められた事例15(判例要旨015))
- ◎東京地判令和1年7月18日(開示が認められた事例16(判例要旨016))
- ◎東京地判令和1年7月8日(開示が一部認められなかった事例16(判例要旨037))
- ◎東京地判令和1年6月26日(開示が認められた事例17(判例要旨017))
- ◎東京地判令和1年6月26日(開示が認められた事例18(判例要旨018))
- ◎東京地判令和1年6月12日(開示が認められた事例19(判例要旨019))
- ◎東京地判令和1年6月4日(開示が認められた事例20(判例要旨020))
- ◎東京地判令和1年5月28日(開示が認められた事例21(判例要旨021))
- ◎東京地判令和1年5月14日(開示が一部認められなかった事例17(判例要旨038))

(名誉感情侵害の明白性が認められなかった事例)

- ◎東京地判令和2年6月24日(開示が認められなかった事例1(判例要旨042))
- ◎東京地判令和2年6月19日(開示が認められなかった事例2(判例要旨043))
- ◎東京地判令和2年6月10日(開示が認められなかった事例3(判例要旨044))
- ◎東京地判令和2年6月9日(開示が認められなかった事例4(判例要旨045))
- ◎東京地判令和2年5月27日(開示が認められなかった事例5(判例要旨046))
- ◎東京地判令和2年3月27日(開示が一部認められなかった事例18(判例要旨039))
- ◎東京地判令和2年3月18日(開示が認められなかった事例6(判例要旨047))
- ◎東京地判令和2年3月17日(開示が認められなかった事例7(判例要旨048))
- ◎東京地判令和2年3月12日(開示が一部認められなかった事例19(判例要旨040))
- ◎東京地判令和2年2月26日(開示が認められなかった事例8(判例要旨049))
- ◎東京地判令和2年2月6日(開示が一部認められなかった事例20(判例要旨041))

権利侵害明白性ガイドライン

裁判例要旨 目次

番号	判決	キーワード	GL 頁
001	東京地裁 R2. 9. 25 判決	名誉感情	7 頁, 8 頁
002	東京地裁 R2. 8. 14 判決	名誉感情	8 頁
003	東京地裁 R2. 3. 16 判決	名誉感情、名誉権	8 頁
004	東京地裁 R2. 3. 13 判決	名誉感情	7 頁, 8 頁
005	東京地裁 R2. 3. 12 判決	名誉感情、名誉権	8 頁
006	東京地裁 R2. 2. 19 判決	名誉感情、名誉権	8 頁
007	東京地裁 R2. 1. 14 判決	名誉感情	8 頁
008	東京地裁 R1. 12. 17 判決	名誉感情	8 頁
009	東京地裁 R1. 12. 12 判決	名誉感情	8 頁
010	東京地裁 R1. 12. 2 判決	名誉感情、名誉権	7 頁, 8 頁
011	東京地裁 R1. 12. 2 判決	名誉感情、名誉権	8 頁
012	東京地裁 R1. 11. 7 判決	名誉感情、名誉権	8 頁
013	東京地裁 R1. 11. 7 判決	名誉感情、名誉権	8 頁
014	東京地裁 R1. 10. 18 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
015	東京地裁 R1. 8. 7 判決	名誉感情	9 頁
016	東京地裁 R1. 7. 18 判決	名誉感情	9 頁
017	東京地裁 R1. 6. 26 判決	名誉感情	9 頁
018	東京地裁 R1. 6. 26 判決	名誉感情	9 頁
019	東京地裁 R1. 6. 12 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
020	東京地裁 R1. 6. 4 判決	名誉感情、名誉権	9 頁

021	東京地裁 R1. 5. 28 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
022	東京地裁 R2. 8. 12 判決	名誉感情	8 頁
023	東京地裁 R2. 6. 5 判決	名誉感情	8 頁
024	東京地裁 R2. 1. 23 判決	名誉感情	8 頁
025	東京地裁 R2. 1. 23 判決	名誉感情	7 頁, 8 頁
026	東京地裁 R2. 1. 23 判決	名誉感情	8 頁
027	東京地裁 R2. 1. 21 判決	名誉感情	8 頁
028	東京地裁 R2. 1. 16 判決	名誉感情	7 頁, 8 頁
029	東京地裁 R2. 1. 8 判決	名誉感情	8 頁
030	東京地裁 R1. 12. 19 判決	名誉感情	8 頁
031	東京地裁 R1. 11. 7 判決	名誉感情	8 頁
032	東京地裁 R1. 10. 30 判決	名誉感情	7 頁, 9 頁
033	東京地裁 R1. 10. 30 判決	名誉感情	9 頁
034	東京地裁 R1. 9. 26 判決	名誉感情	7 頁, 9 頁
035	東京地裁 R1. 9. 17 判決	名誉感情	9 頁
036	東京地裁 R1. 8. 21 判決	名誉感情	9 頁
037	東京地裁 R1. 7. 8 判決	名誉感情	9 頁
038	東京地裁 R1. 5. 14 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
039	東京地裁 R2. 3. 27 判決	名誉感情	7 頁, 9 頁
040	東京地裁 R2. 3. 12 判決	名誉感情	9 頁
041	東京地裁 R2. 2. 6 判決	名誉感情	9 頁
042	東京地裁 R2. 6. 24 判決	名誉感情、名誉権	7 頁, 9 頁

043	東京地裁 R2. 6. 19 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
044	東京地裁 R2. 6. 10 判決	名誉感情	7 頁, 9 頁
045	東京地裁 R2. 6. 9 判決	名誉感情、名誉権	7 頁, 9 頁
046	東京地裁 R2. 5. 27 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
047	東京地裁 R2. 3. 18 判決	名誉感情	9 頁
048	東京地裁 R2. 3. 17 判決	名誉感情、名誉権	9 頁
049	東京地裁 R2. 2. 26 判決	名誉感情	9 頁

プロバイダ責任制限法 権利侵害明白性ガイドライン
裁判例要旨

番号	001	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.9.25	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 8頁				
判例集	LEX/DB25586179				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた匿名の「クズババア」、「ピンク車ババア」、「勘違いクソババア」、「コミュ障ババア」、「ブス」、「ピンクババア」、「ピンクカーのババア」、「ピンク車ババア」、「性悪ピンクブス」、「間違っても女の子じゃなくでババアやぞ」、「ピンクカーババア」、また、「ほんまに評判悪いよ。」「キモくて後輩からも嫌われとる奴やねか」、「80代みたいな名前の」、「自意識過剰すぎんかw」、「自意識過剰のクズが」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件発信者にインターネット接続サービスを提供した被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

認容（開示肯定）

〔要旨〕

「本件各記事の内容や表現ぶりの悪質さに加え、これが上記のとおり執拗に繰り返されていることにも照らせば、本件各記事は、社会通念上許される限度を超えて、原告の名誉感情を侵害する侮辱行為であるというべきである。」と判示し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	002	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.8.14	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25586016, 判例秘書 L07531715				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた匿名の各投稿（風俗店に勤務する原告について、有名人のe氏(テレビ番組で鼻にテープをつけた要望を笑いのネタにしている一面がある)になぞらえた上で、「まな板胸」「やってる時笑いがでそう」「eに似ててきれいです」等との投稿)によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使のために、本件発信者にインターネット接続サービスを提供した被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

認容（開示肯定）

〔要旨〕

「本件各投稿の表現ぶり及び投稿の経緯…を総合的に考慮すれば、本件各投稿は、e氏を風俗嬢としての容姿に優れない女性として侮辱的に扱った上で、原告をそのように扱ったe氏になぞらえ、もって原告を誹謗中傷し、原告の名誉感情を侵害するものである」

「原告の容姿について、揶揄を交えて不要に攻撃し、風俗嬢である原告に関する情報交換、感想ないし批評の域を越えるものである上、その一つ一つの投稿による損害は小さいかもしれないが、それらが蓄積していった場合には、原告の精神面や職業上の収益に大きな悪影響を及ぼす危険があるというべきことも考慮すれば、本件各投稿は、社会通念上許される限度を超える侮辱に当たると認めるのが相当である。」と判示し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	003	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.16	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25584693, 判例秘書 L07530969				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた「豚」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件各投稿はいずれも被告の用いる電気通信設備を経由して行われたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

認容（開示肯定）

〔要旨〕

「本件投稿…前後には「デブ」…「ボンレス」…等を含む投稿が散見されることを踏まえれば、原告が豚のように太っていると揶揄し、原告の容姿を侮辱するものということができる。誰もが閲覧することのできる本件掲示板において、…侮辱的な内容の投稿をすることは、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であることが明らかであり、原告の名誉感情を侵害する。」と判示し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

なお、一部の投稿については、社会的評価を低下させ名誉権を侵害するとして、開示を認めた。

番号	004	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.13	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 8頁				
判例集	LEX/DB25584616				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた「不倫」「びっち」「ヤリマン」を話題とするスレッドに、「クロネコC だれとでもやるよ」(Cはヤマト運輸に勤務する原告の氏名)等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使等のために、被告が本件記事の発信にかかる通信を媒介したとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

認容(開示肯定)

〔要旨〕

「本件発信者は、原告が性的道徳観念に乏しく性的に奔放な女性であるという趣旨の投稿を類似する3か所のスレッドにおいてほぼ同時に行い、その際、「びっち」「ヤリマン」「だれとでもやる」など、表現の受領者を強く不快に感じさせる表現を直接ないし間接に使用したものである。そうすると、そのうちの1つである本件投稿に係る記述も、社会通念上許容される限度を超えて原告を侮辱し、その名誉感情を侵害したものと評価することが相当である。」と判示し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	005	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.12	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25584620				

〔事案〕

インターネット掲示板ウェブサイト にされた「日記もq4のはキチガイ」、「こいつバカ晒してる」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告（風俗店で働いておりq4は源氏名）が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

上記投稿について、「キチガイ」や「バカ」などの侮辱文言を含んでおり、明らかな侮辱と認められる。」と判示し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

なお、他の投稿については社会的評価を低下させるものとして、開示を認めた。

番号	006	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.2.19	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25585279				

〔事案〕

インターネット掲示板にされた「ただのヤリチンスケベ爺さん」「顔は小児愛凶悪殺人者のC似」「『お金』がある事だけが取り柄」「風俗大好き」「売春婦との間に子供三人という事実」「ロリコン気味で女兒大好き」等の投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

本件投稿に対し、「原告を社会通念上許される限度を超えて侮辱するものとして、原告の名誉感情を侵害するといえる。」と判示し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた

なお、本件投稿の一部の記載については、名誉権も侵害すると判示した。

番号	007	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.14	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583948				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告（Eという名前でサイトの管理人をしている）が、本件各投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、インターネット接続サービスを提供した経由プロバイダとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「Eもろともこ〇せ」との書き込みについて、「原告を殺害することを示唆するものであるから、原告の人格権を侵害するものと認められる。」と判示した。

「トレパク販売に加担した犯罪者E」との書き込みについては、「原告がトレースによる盗用行為に加担したとはないと認められ、…トレパク販売に加担した犯罪者であると述べることは、原告に対する社会通念上許容される限度を超える侮辱行為といえ、原告の名誉感情を侵害すると認められる。」と判示した。

「ツイ消ししてもwスクショ残されたら逆効果ってww馬鹿嫁に教えてやれよガイジEwww」との書き込みについて、「「ガイジ」との表現は、見るに堪えない振る舞いをする人を障害者に例えて非難する意図で使われる蔑称であると認められる。」としたうえで、原告の妻がツイッターにおける投稿等を削除した行動に関して「原告を「ガイジ」と表現する合理的理由はうかがえないことからして、本件投稿における「ガイジE」との部分は、単に原告を侮蔑するものであると解される。そうすると、…社会通念上許容される限度を超える侮辱行為といえ、原告の名誉感情を侵害する」と判示した。

「どこぞのEとかいうやつは運営に文句言ったと思ったら癒着組だったねクズが」との書き込みについては、「原告と本件ゲームの運営側との間でこのような癒着があったとはうかがわれないところ、それにもかかわらず、原告を「癒着組」とした上で、「クズが」と評することは、原告の人格を非難し、侮辱するものであり、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為といえる。したがって、原告の名誉感情を侵害する」と判示した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	008	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 12. 17	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583633, 判例秘書 L07430829				

〔事案〕

インターネットの電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

請求認容(開示肯定)

〔要旨〕

「え、汚い 顔も髪も雰囲気が汚い」との投稿については、直前の他投稿が原告の肖像写真が掲載されているURLを引用し「gこの顔でよくルパンガチ恋いえるよなwwwwwwまるで男じゃん」(※gと原告の同定可能性は認められた)という内容であったことから、同肖像写真を受けて投稿したものと判断したうえで、「内容それ自体が明確に侮辱的表現を用いたものであり、原告の名誉感情を侵害するものであることは明白」と判断した。

また、「顔が汚いのなんとかしたら?頬骨出過ぎて周り見えないの?」「あの強烈なブス面」との投稿についても、「明確に侮辱的表現を用い」ており「原告の名誉感情を侵害するものであることは明白」とし、「オタク特有の統合失調症だろg。」との投稿についても、「原告が精神疾患を患っていることを指摘するものであり、社会通念に照らし原告を侮辱する表現であって、原告の名誉感情を侵害するものであることは明白」と判断した。

なお、「gか相方かしらんがキモレズぶってスレ私物化すんな 晒されたくないもの晒されたいのか これ以上やんなら専スレたてんぞ」との投稿については、原告の主張が「原告の肖像写真やプライバシーなど晒されたくないものを晒すと脅迫し、原告に恐怖心を与える内容であり、原告に対する人格権侵害が成立する」というものであって、明確に名誉感情侵害を主張してはいない(実際に、裁判所は人格権侵害を認めた)。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	009	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 12. 12	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583419, 判例秘書 L07430782				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、被告らは本件投稿が経由した電気通信設備一式を用いるとして、被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「原告が本件ゲームの運営側と癒着しているとの事実を指摘した上で、「ハゲ」「死ね」「くたばれよクズども」等との記載をした投稿について、原告を「罵倒するもの」であって、「同投稿の閲覧者に分かる形で公然と侮辱されたと感じ、その名誉感情が侵害されることは明白」と判断した。

「原告が種々の侮蔑に値する「f」なる人物と性交渉を持っていること、したがって、原告の異性に対する性的志向が悪趣味であることを摘示する」内容の投稿や、「原告が犯罪者と付き合いがあることや犯罪を黙認していること、被害妄想があること、文才がないことなどを摘示する」内容の投稿については、「同投稿の閲覧者に分かる形で公然と侮辱されたと感じ、その名誉感情が侵害されることは明白」と判断した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	010	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 12. 2	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 8頁				
判例集	LEX/DB25582051				

〔事案〕

インターネットの電子掲示板にされた「ババア」「万引きの常習犯」「頭のおかしいクズ」「顔面凶器」「万引きしとけこじき」「おまえどんだけ人から恨み買ってんだよ」「お婆さん」「気持ち悪い顔した糞ババア」「ブサイク」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「原告に対する誹謗中傷が重ねられていた中で短期間に立て続けに行われた侮蔑的表現を含むものであることなども考慮すれば、上記各投稿は原告に対する社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認められ、原告の名誉感情を侵害する」と判断した。

なお、他の投稿については、名誉権を侵害すると判示した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	011	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1.12.2	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583617, 判例秘書 L07430596				

〔事案〕

電子掲示板にされた「汚婆さん」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「汚い老婆を意味するものと解されるから、原告を社会通念上許される限度を超えて侮辱し、原告の名誉感情を侵害する」と判断した。

なお、他の投稿については、名誉権を侵害すると判示した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	012	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 11. 7	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583144				

〔事案〕

SNSにされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使のために、本件各投稿は被告の提供するインターネット接続サービスを経由して投稿されたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容(開示肯定)

〔要旨〕

女優P3の母である原告(P4)について、「P3(P4ちゃん)の場合は彼女の両親自体が失敗作」と記載した投稿について、「失敗作」とは、一般に、製作した物に不具合が生じた際にその物に対する否定的評価をするときに用いる表現であって、そもそも人を対象とする言葉ではないから、そのような物に対する否定的表現が人に対して使用された場合には、その言葉を向けられた者は自尊心を傷付けられ、人格を否定されたような屈辱感を抱くのが通常である。したがって、…社会通念上許される限度を超える侮辱表現であり、同記事を読んだ原告が自尊心を傷付けられ、名誉感情を害されたことは明らか」と判断した。

なお、他の投稿については、名誉権を侵害すると判示した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	013	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 11. 7	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583201, 判例秘書 L07431087				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた原告（q3, q4）について、「q3はヤバイ、頭イカれてる」「基地外過ぎてるからwちょっと引いた」「q4は頭ぶっ壊れてるね それとも葉中なの」「q4を精神病棟に入れよう」「頭ぶっ壊れてるq4」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「原告が深刻な精神疾患等に罹患しているかのような表現にとどまらず、異常な行動を行っていることを頭が壊れているとか、薬物中毒であるなどとして侮辱しているものであり、そのような表現は著しく原告の名誉感情を侵害するものであるし、その表現自体を見ても断定的かつ攻撃的な記載を並べているものであり、言論としての社会的相当性を大きく逸脱しているものとして、名誉権侵害に当たる」と判断した。

なお、他の投稿については、社会的評価を低下させると判示した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	014	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 10. 18	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25582762				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告（テレビ局のプロデューサー・ディレクターとして稼働していた）が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件各投稿はいずれも被告の用いる電気通信設備を経由して行われたものとして、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「最悪」「自己保身の塊」「作る番組は軒並み低視聴率だし社内政治だけでそこそこのし上がってるだけのクズ」等の投稿については、「いずれも原告に対する侮辱的な表現を含んでおり、原告が一般人であり、本来インターネット上で話題にされることが想定される立場にないことや本件記事1及びその前後の各記事の文脈なども総合考慮すると、社会通念上許容される限度を超える侮辱表現を含むものであると評価するのが相当であり、原告の名誉感情を侵害するものであって、原告の権利を侵害することが明らか」と判断した。

また、「あいつは顔が既に不祥事だよ」との投稿についても、同様に判断した。

なお、他の投稿については、社会的評価を低下させると判示した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	015	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.8.7	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25583053				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた「クツツソブスだったよ。」「身体はいいから美化して見えてんのか?」「顔はすげーブス」等と記載されている本件投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件投稿は被告が提供するインターネット接続サービスを経由して投稿されたとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「見た目が醜いことを意味する「ブス」という言葉を使って侮辱するものであり、原告が風俗店のコンパニオンであったことを考慮しても、社会通念上受忍すべき限度を超えており、原告の名誉感情を侵害するもの」と判断し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	016	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.7.18	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25580900				

〔事案〕

SNSにされた「病的異常犯罪者」等との投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

本件記事について「原告の言動を揶揄した上」に上記表現をしたことを踏まえ、「投稿内容を全体としてみれば、原告が違法あるいは非常識な言動を行う犯罪者であることを意味する表現を用いて原告を侮辱し中傷するものであり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を害する侮辱行為」と判断し、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	017	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.6.26	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25580684				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、本件各投稿はいずれも被告の提供するインターネット接続サービスを経由して行われたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「花火ごときで鴨られる30歳」「臭そう」との投稿について、「原告が30歳にもなって花火を一緒に見に行くだけでホストのために浪費してしまう人物である、体臭がきつい人物であることを示唆するものであって、これを単なる投稿者の主観的な意見や感想ということではできず、社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものであるから、原告の名誉感情を侵害することは明らか」と判断した。

「フィリピンババア」、「何この肉塊」との書き込みについては、「原告の出自や外見を誹謗中傷するものであって、社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものであるから、原告の名誉感情を侵害することは明らか」と判断した。

なお、他の投稿については、肖像権侵害やプライバシー権侵害を認めた。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	018	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.6.26	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25580685				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件各投稿は被告の提供するインターネット接続サービスを経由して行われたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「キチガイ q 1！ お前，三立のじいさん連中に連れていかれてじいさん作業してる中，お前はウロウロしてて恥ずかしくないのか？俺がお前なら，自殺する！起きてお前のダウン症の顔つきになってたらよう生きて行かれんわ！ある意味お前凄いわ！」との投稿については、「それより前の投稿の文脈とは全く関係なく，原告を「キチガイ」と指摘したり，原告の容姿であれば自殺が必至である旨断定したりするものであるから，これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって，原告の名誉感情という人格的利益を侵害することは明らか」と判断した。

なお，他の投稿については，プライバシーという人格的利益を侵害すると判断した。

以上のように，いずれの投稿についても権利侵害を認め，その他の点も理由があるとして，開示を認めた。

番号	019	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1.6.12	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25580744				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた「やり捨て」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

「原告が交際を前提としない単なる男友達に軽率に身体を許した事実を摘示したもの…原告の社会的評価を低下させるとともに、社会生活上許される限度を超えた侮辱行為であり、原告の名誉感情を侵害するもの」と判断した。

なお、他の投稿については、名誉権を侵害すると判断した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	020	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1.6.4	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25580571				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件各投稿は被告が提供するインターネット接続サービスを経由して行われたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容(開示肯定)

〔要旨〕

「Dは堂々と基地ってるよ;;」との投稿について、「この「基地」は、「気違い」を意味するインターネット上で用いられる俗語であると認められ…、その点につき特段の根拠も示されていない。…原告に対する侮辱行為に当たる…。そして、…投稿がされた本件…スレッドにおいて、原告を誹謗中傷する文脈に置かれていることからすれば、その一環となる同記事の投稿は、社会生活上許される限度を超えたもの」として名誉感情侵害と判断した。

なお、他の投稿については、名誉権を侵害すると判断した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	021	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1.5.28	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25581765				

〔事案〕

インターネット上のブログサービスにされた各投稿記事によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求認容（開示肯定）

〔要旨〕

個人投資家である原告について、原告が経歴を詐称して銀行に就職したこと、原告が詐欺又は詐欺的行為を働いた投資顧問と仲間であるか、これを宣伝したことという事実を摘示したうえで、「ふざけたババア」と記載した投稿記事について、「原告の社会的評価を低下させる事実の摘示があり、これとともに「ふざけたババア」という原告を侮蔑する表現が用いられているから、原告の名誉感情を侵害する」「社会的評価を低下させるような事実を摘示した上で…表現をしていることからすると、侮辱行為の違法性が強度で社会通念上許される限度を超えている」と判断した。

なお、他の投稿記事については、名誉権を侵害するとの判断に加え、「ババア」との記載について、「原告を侮蔑する表現により、原告の名誉感情を侵害する」と判断した。

以上のように、いずれの投稿についても権利侵害を認め、その他の点も理由があるとして、開示を認めた。

番号	022	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.8.12	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25585767, 判例秘書 L07531712				

〔事案〕

インターネット上のレンタル掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

メイド喫茶に勤務する原告について、「ブスすぎ」「気持ち悪い」「キモすぎる^（_ _）^ ゲロゲロ～」「早く辞めろよきめえよ」「可愛くはない、ブスの方、ダンス選曲リスト古いほんとはもっとBBAだろ、老けてる」「ホスト通ってる あんな顔じゃ相手にされる訳ないのにねwww」等との投稿について、「いずれも、興味本位に…原告容姿等に言及してこれを愚弄するものであるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為」と判示し、開示を認めた。

番号	023	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.6.5	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25585521, 判例秘書 L07531038				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕

「イケメンq3ー イケメンq3ー イケメンイケメン イケメンイケメン イケメンq3ー ブハハハハハ」「投資家q3ー 投資家q3ー 投資家投資家 投資家投資家 投資家q3ー ブハハハハハ」等との各投稿について、「イケメン」との表現は、「通常、容姿端麗な者を指す表現であること」、また、「投資家」との表現は、「通常、他人を誹謗中傷する意図を含まない表現であること」からすれば、「原告を揶揄する意図をもって投稿された可能性は否定できないものの、社会通念上許容される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する内容であることが明らかであるとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

一方で、「キモいq3」との書き込みについては、「原告の氏名の一部について侮辱的な表現に改変するものであり、社会通念上許容される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する内容であると認められる。」と判示し、開示を認めた。

番号	024	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.23	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25582676				

〔事案〕

SNS にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダである被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めたをした事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕

原告に対する「顔面はモロ陰キャのくせに唇ピアスでイキってるのが泣ける」との投稿について、「原告の容姿を誹謗中傷するものであるといえるから、社会通念上相当な限度を超える侮辱行為に当たるといべきであり、原告の人格的利益（名誉感情）を侵害することが明らかである。」と判示し、開示を認めた。

「癒着組だけにアナムネ資料公開とかどう考えてもアウトだしさっさと村もろとも消えてなくなってくれ」等の投稿については、「原告に本件ゲームの開発から外れてほしい、ファンとの交流の場などから姿を消してほしいとの要望を、「村もろとも消えてなくなってくれ」と表現したものにすぎない…したがって、原告が、…不快な思いをしたとしても、…社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たるとまではいえず、原告の人格的利益（名誉感情）を侵害することが明らかとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

「自己顕示欲ガイジ」等の書き込みについては、「身体障害や知的障害そのものを侮蔑する、または、人を障害者に例えて非難する意味で使われる蔑称であることが認められるから…原告を障害者に例えて侮蔑するものであるといえ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為に該当し、原告の人格的利益（名誉感情）を侵害することが明らかである。」と判示し、開示を認めた。

「この世から消えればいいよ」との書き込みについては、「本件ゲームの開発から外れ、ファンとの交流の場などから姿を消してほしいとの意味にすぎないと解釈することができる。したがって、原告が…不快な思いをしたとしても、…社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たるとまではいえず、原告の人格的利益（名誉感情）を侵害することが明らかとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

番号	025	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.23	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 8頁				
判例集	LEX/DB25583663				

〔事案〕

インターネット上の匿名掲示板ウェブサイトにされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告らが、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

各投稿は「死ね」、「馬鹿」、「クズ」等の表現を100回以上にわたり繰り返し書き込んだものであり、「原告に対する意見や論評として相当な範囲にとどまる表現であるといえないことは明らかであり、一般閲覧者の通常の注意と読み方を基準とすれば、同人の名誉感情を侵害する侮辱行為に該当するといえることができる。」と判示し、開示を認めた。

番号	026	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.23	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25584091				

〔事案〕

電子掲示板にされた「ブス」「キモい」「死ね」「ワキガジャイアン」等の各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

「原告を「ブス」「キモい」「死ね」「ワキガジャイアン」等と形容しているから、原告を社会通念上許される限度を超えて侮辱し、原告の名誉感情を侵害するものである。」と判示し、開示を認めた。

番号	027	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.21	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25584034				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、アクセスプロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕

ホスト「f」に係る常連客である原告について、「きたねえ手」「ブス」等との投稿について、「常連客は、特定のホストをめぐって相互に競合する関係にあると考えられ、この点で、相互に対する嫉妬や反感が生ずることは、原告においても一定程度受忍すべき立場にあるものといわざるを得ない。」としたうえで、「全体としては、「f」が迷惑している」、「f」に触んな」として、「f」と原告の関係に対する嫉妬や反感を強い口調で表現したものととどまるものと解され、この点で、違法に原告の名誉感情を侵害するものとは直ちに認め難い。」と判示し、開示を認めなかった。

一方で、「肉便器」との投稿については、「原告の風俗営業を前提として原告を「肉便器」と断定的に表現し、差別的な感情を露わにしたものと認められ、この点で、前記（2）で述べたところを前提としても、なお、違法に原告の名誉感情を侵害したことは明白であるといわざるを得ない。」と判示し、開示を認めた。

番号	028	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.16	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 8頁				
判例集	LEX/DB25582898				

〔事案〕

インターネット上の匿名掲示板ウェブサイトにもされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

「キモい」等との投稿について、「原告に対する意見や論評として相当な範囲にとどまる表現であるといえないことは明らかであり、これらの内容は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告の名誉感情を侵害する侮辱行為に該当するというべきである。」と判示し、開示を認めた。

「きえろ」「消えてね」等との投稿について、「他人を中傷する表現を用いて原告にいたくなるように求めるものであり、…原告の名誉感情を侵害する侮辱行為に該当するというべきである。」と判示し、開示を認めた。

「死ねばいいのに」「死にたいなら死ねば」等との投稿について、「原告に死ぬよう求めるものであり、他人を中傷する極めて悪質な表現である。…原告の名誉感情を侵害する侮辱行為に該当するというべきである。」と判示し、開示を認めた。

番号	029	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.1.8	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25582681				

〔事案〕

原告が勤務する風俗店 α を対象としたインターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

「名古屋でも β でも稼げないから出稼ぎと掛け持ち」との投稿について、「同摘示は名古屋や β で稼ぐことができれば α まで行く必要がないのに α まで行っているという趣旨のものであって、本件掲示板が東海版の掲示板であることも合わせ考えると、社会通念上許容される限度を超えて原告の名誉感情を害するものと認めるのが相当」と判示し、開示を認めた。

番号	030	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 12. 19	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25582056, 判例秘書 L07430886				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

「ケツはデカくて垂れてる」という表現を含む投稿について、「原告が一般の女性であることからすれば、当該表現が社会通念上許容される限度を超えて原告の容姿を侮辱するものであることは明らかである。そうすると、本件投稿…は原告の名誉感情を侵害するものであることが明らかである」と判断し、開示を認めた。

番号	031	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.11.7	種別	判決
審級関係等					
GL頁	8頁				
判例集	LEX/DB25583277				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、本件各投稿は被告が提供するインターネット接続サービスを経由したものであるとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

「原告がストーカー行為の犯罪に及んでいるとの事実が摘示され、原告に死んで欲しいとの意見が表明されている」旨の投稿について、「具体的なストーカー行為の内容も摘示されていないことからすると、必ずしも原告が犯罪行為に及ぶ人物であるとの印象を一般の閲覧者に与えるものとはいえない。もっとも、死に値する人物であるとの評価は、誰であっても、自らの人格を否定されたと感じるような強度の侮辱というべきであり、社会通念上許容される限度を超えるものというべきである。したがって、…原告の名誉感情を侵害する情報に当たる。」と判断し、開示を認めた。

番号	032	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 10. 30	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 9頁				
判例集	LEX/DB25582491				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、開示肯定部分）

「チョンq1」との書き込みについて、「チョン」との言葉が北朝鮮又は韓半島出身者を卑下する呼称として用いられる差別表現であることが社会内で広く認識されていること…に照らすと、…原告が北朝鮮又は韓半島出身者であるというにとどまらず、原告を蔑んでいると解され、悪辣な表現というべきである。そうすると、…侮辱行為の違法性が強度であって、社会通念上許される限度を超えたものと認められる。この点に関し、原告が北朝鮮又は韓半島出身者でないとしても、原告を侮蔑する差別表現であるのは明らかであり、受忍限度を超えたものであるとの評価を左右するものではない。」と判示した。

「チョンコウq1」との書き込みについても、「チョン公」を意味し、同様に差別表現であって悪辣であるとして、社会通念上許される限度を超えたと判断した。

以上を踏まえ、上記各投稿は「原告の名誉感情を侵害するものと認められる」とし、開示を認めた。

番号	033	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1. 10. 30	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25582782				

〔事案〕

インターネット上の匿名掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、その投稿をした者の情報の開示を求めた原告について、「けつの穴みたいな顔」と書き込んだ事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示肯定部分）

「けつの穴みたいな顔」と記載する投稿について、「顔を排泄と密接に関わる「肛門」のようであると表現することは、…社会通念上許される限度を超えて甚だしく侮辱するものであって、違法な名誉感情の侵害」と判断し、開示を認めた。

番号	034	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.9.26	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 9頁				
判例集	LEX/DB25582124				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕

「メンヘラ」等との投稿に関する名誉感情侵害の成否については、「原告を侮辱する表現は「メンヘラ」との一語のみであり（他の部分は原告が提供するサービスや原告の言葉遣いについての論評であって、原告を侮辱するものとはいえない。）、上記表現は、特段の根拠を示すことなく、…意見としてこれが述べられているにとどまるものであることに照らせば、…文言それ自体から、その投稿が社会通念上許される範囲を超えた侮辱行為に当たることが明らかであるとはいえない。」と判断し、開示を認めなかった。

「叩き魔か疫病神かどっちか？w」等との投稿については、「特段の具体的な根拠を示すことなく、…論評としてこれが述べられているにとどまるものであることに照らせば、…文言それ自体から、その投稿が原告に対する社会通念上許される範囲を超えた侮辱行為に当たることが明らかであるとはいえない。」と判断し、開示を認めなかった。

一方で、「いい年こいて常識もクソもないただのメンヘラ虚言癖ババァ」との書き込みについては、「侮辱的文言を重ねた」としたうえで、「「P6と関わった女の子は皆いい事ない」、「被害者多数」などと、原告により実害を被った者が数多くいるとの事情も重ねて述べるものであって、…原告に対する社会通念上許される範囲を超えた侮辱行為に当たることが明らか」と判断し、開示を認めた（「P6」は原告を指すものと理解されるものと判断された）。

番号	035	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.9.17	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25582220				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、本件発信者にインターネット接続サービスを提供したとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕

当て字を用いた表現により「死ね」と記載するものと認められた投稿（本件記事1）について、「社会通念上、許される限度を超えた侮辱行為」「原告の名誉感情が侵害されたものと認められる」と判断し、開示を認めた。

一方、上記に続いて投稿された「dしね?」「eしね?」との投稿については、「本件記事1に続いて投稿された記事であり、いずれも末尾に疑問符が付されていることからすれば、本件記事1において用いられた当て字の意味内容を確認し、若しくはその意味内容を理解していることを表明する趣旨で投稿されたに過ぎないものと認められ、これらの記事の投稿が、本件記事1とは別個に新たに原告の名誉感情を侵害するとは認められない。」と判断し、開示を認めなかった。

また、「うざい」との投稿については、「否定的評価を示すものであるが、そのように評価する根拠について具体的な記載はなく、これがことさらに侮辱的な表現であるとまではいえないため、…社会通念上許容される限度を超えて原告の人格的価値を損ない、その名誉感情を侵害するものとは認められない。」と判断し、開示を認めなかった。

番号	036	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.8.21	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25582881				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使等のために、被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容(開示一部肯定)

〔要旨〕

「最悪女」等との投稿について、「原告を侮辱する文言は上記の「最悪女」という表現の一語のみであり、特段の根拠を示すこともなく、投稿者の意見ないし感想としてこれが述べられていることを考慮すれば、…直ちに社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認めることはできない。」と判断し、開示を認めなかった。

一方、「あの顔の何処が可愛いの!!?そう思うこと自体、笑える(笑)馬鹿じゃないの…」 「元々、馬鹿だから仕方ないか…」等との書き込みについて、「対象者の容姿を嘲笑し、」 「対象者の知性を嘲笑して原告を侮辱しているものであり、これは、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の名誉感情を侵害する」と判断し、開示を認めた。

番号	037	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R1.7.8	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25581183				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告らが、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、開示肯定部分）

「ピストルで頭ぶち抜いてやる」と書き込んだ事案について、「害悪を告知する内容であるから、原告q1の権利を侵害することが明らか」と判断し、開示を認めた。

また、「この世から消えてほしい」との書き込みについては、「同人を侮辱するものといえ、原告q2の名誉感情を害することが明らか」と判断し、開示を認めた。

さらに、「エロ社長」「顔を見るたびに、ちんぽにしか見えんもん」との書き込みについては、「同人を侮辱する内容を投稿しているものであって、同人の名誉感情を侵害することが明らか」と判断し、開示を認めた。

番号	038	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R1.5.14	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25581715				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告ら（夫婦）が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、本件各投稿は被告の提供するインターネット接続サービスを経由して行われたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕

「大嘘つき夫婦 ザF夫妻笑笑」との投稿について、名誉毀損を認めただうえで、仮に名誉毀損と言えないとしても「大嘘つき」との表現は、社会通念上許される限度を超える侮辱的な表現が含まれているもの」と判断し、開示を認めた。

一方、「30過ぎて若作りし過ぎ（爆笑） ママ友にも不評… ぶりっ子は良くないよね？」等の投稿については、「原告の化粧や服装等の外見や振る舞いについて、…投稿者…自らの感想を述べたものにすぎず、具体的な事実を何ら摘示するものではないし、侮辱的な表現が含まれていると解する余地があるものの、それが社会通念上許される限度を超えるものであるともいえない」と判断し、名誉毀損を否定して開示を認めなかった。

番号	039	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.27	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 9頁				
判例集	LEX/DB25584901, 判例秘書 L07530529				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、経由プロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、開示否定部分）

「デブ●○●！キモキモおやじ！！」（「●○●」は原告の氏名を一文字のみを伏せ字にしたもの）との投稿について、「確かに同内容は不適切な表現であり、原告の名誉感情を侵害するものではあるが、具体的な事実を摘示するものではなく、差別的言辞等を用いて原告の人格を否定するものでもないから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまではいえない」と判示し、開示を認めなかった。

また、「ボンレス●●」との書き込みについて、「同記載は抽象的な表現であって、その意味内容が必ずしも明らかではなく、原告が太っており、その容姿がボンレスハムのようにであると中傷する表現であるとまでは言い切れない。また、仮にこのように理解するとしても、具体的な事実を摘示するものではなく、差別的言辞等を用いて原告の人格を否定しているものでもないから、原告に対する社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるとまではいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

さらに、「自分の儲けしか考えてない！鼻息うるさいし、息臭い！」との書き込みについては、「「息臭い」という記載は、客観的な事実を摘示するものではなく、投稿者の主観的な評価であり、原告を中傷するものというべきであるところ、同記載は、差別的言辞等を用いて原告の人格を否定しているものなどではないことからすると、原告に対する社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるとまではいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

番号	040	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.12	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25584846				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、開示否定部分）

「整形顔のオバサン」との表現を含む投稿について、同表現は「抽象的かつ単発的なものであるとともに、投稿者の主観的な評価を述べたものと理解し得るものであって、そのような上記表現をもって、社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たることが明らかであるとまでいうことはできないものというべきである。したがって、…原告の名誉感情が違法に侵害されたことが明らかであるとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

番号	041	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.2.6	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25585357, 判例秘書 L07531630				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

一部認容（開示一部肯定）

〔要旨〕（以下、名誉感情侵害を理由とする開示否定部分）

原告について、「お笑いのGに似ているから店で「命」の一発芸をやれや！G！」等と記載した投稿について、「原告の外見が特定のお笑い芸人に似ている旨を指摘しているものに過ぎず、その表現振りからみて原告への人格攻撃に向けられたものとはいえず、これをもって、直ちに社会通念上許容される限度を超える侮辱行為であると認めることは困難である。したがって…原告の名誉感情を違法に侵害したと認めることはできない。」と判示し、開示を認めなかった。

番号	042	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.6.24	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 9頁				
判例集	LEX/DB25585173, 判例秘書 L07531138				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた「大麻栽培してます」との投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する差止請求等を行わせるために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

「名誉感情を害されたことがあったとしても、…具体性に欠ける非常に短文のものであることや、本件発信者が、その前後にも執拗に同様の投稿を繰り返していたなどの事情も窺えないことからすれば、その行為の違法性が強度であって社会通念上許される限度を超えたとまでは未だ評価することはできない。」と判示し、「原告の権利が侵害されたことが明白であるとまではいえない」として開示を認めなかった。

なお、名誉権侵害についても成立しないと開示を認めなかった。

番号	043	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.6.19	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25585598, 判例秘書 L07531211				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者(以下「本件発信者」という)に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件投稿において被告がインターネット接続サービスを提供したとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求棄却(開示否定)

〔要旨〕

本件は同定可能性がそもそも認められないと判示したが、仮に同定可能性が認められたとしても、原告について「悪魔」とのみ単発的に摘示するのみであること、その具体的な根拠が示されていないことに照らせば、…社会通念上許容される限度を超える侮辱行為と認めることはできない。したがって、…原告の名誉感情を侵害するものであることが明らかとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

なお、名誉権侵害についても成立しないと開示を認めなかった。

番号	044	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.6.10	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 9頁				
判例集	LEX/DB25585511, 判例秘書 L07531243				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

「チンカス」に加えて「奴は都田でしか生きていけない。他の建設屋に行っても絶対無理だよな。」と表現した投稿については、「あたかも原告が社会人として能力がないかのように原告を誹謗する表現が執拗に付加されているのであって、これを全体として見れば、社会通念上許される限度を超えている」と判示した。

一方で、「チンカス」に加えて「全て業者任せ。責任感無し」あるいは「偉そうに・・・司会してたな」と加えて表現した投稿については、「特段の根拠も示すこともなく、本件発信者の意見ないし感想として述べられていることを考慮すると、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明白であるとまではいえない。」と判示した。

もっとも、本件は、原告が開示を求める発信者情報は、SMSメールアドレスであったところ、既に発信者の氏名や住所等が開示されており、「SMSメールアドレスの開示についての合理的必要性を基礎づける事情について何ら主張立証しておらず、一件記録を精査しても、これを認めるに足りる証拠はない」と述べたうえで、「「損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」には当たらない」として開示請求を棄却した。

番号	045	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.6.9	種別	判決
審級関係等					
GL頁	7頁, 9頁				
判例集	LEX/DB25585575, 判例秘書 L07531246				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、経由プロバイダであるとする被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、その投稿をした者の情報の開示を求めた事案。

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

「店主もムカつく顔をしてる」「味も二郎で1番マズかった。」との投稿について、「原告の容姿について、本件投稿者において嫌悪感を抱くようなものであることを示すものといえるが、その嫌悪感の具体的な根拠については記載がなく、本件発信者の単なる意見ないし感想として述べられているもので、…他の記述を併せてみても、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明白であるとはいえない。…提供された料理の味が系列店の中で最も劣るとの評価を示すものである。しかし、その評価の具体的な根拠は示されておらず、本件発信者の味覚による個人的・感覚的な評価の表明に過ぎないものであるから、…他の記述を併せてみても、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明白であるとはいえない。」と判示した。

また、「ヤク中みたいな顔しやがって。」「あの二人の接客じゃ、どこに行っても通用しない。」との投稿については、「違法薬物の常習使用者がどのような容貌を呈するかについて社会的な共通理解があるとはいえず、本件発信者が認識した原告の容姿がいかなるものであったのかを具体的に表現するものではなく、…「ヤク中みたいな顔」と認識した具体的な根拠についての記述もないから、本件発信者の単なる意見ないし感想として述べられているもので、…他の記述を併せてみても、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明白であるとはいえない。…本件投稿者において、原告及び従業員の接客態度が一般的な水準を大きく下回るものであったとの認識を表明するものであるが、…評価の根拠となるべき具体的事実の記載はなく、本件発信者の単なる意見ないし感想として述べられているもので、…他の記述を併せてみても、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明白であるとはいえない。」と判示した。

なお、なお、名誉権侵害についても成立しないと判断した。

以上のように、各投稿は「原告の権利を侵害することが明らかであるとはいえない」として開示を認めなかった。

番号	046	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.5.27	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25584199, 判例秘書 L07531660				

〔事案〕

インターネットの電子掲示板（以下「本件サイト」という。）にされた投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、本件サイトを管理・運営する法人である被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

「金金と騒ぐ前に医師として本当の地域医療とは何か、何のために医師になったのかを考えてはどうかと思う。」等と記載した投稿につき、「…コメント…の大部分が、投稿者の当番医制度や本件医師会の現状に関する意見であり、特段原告を揶揄するものではないこと、…コメント…に占める割合は大きくないこと、…直接的な侮辱的文言は用いられておらず、また、…投稿者の意見として述べられていること、…原告の前記主張（注：金もうけに走る医師と揶揄し、医師として不適格であると攻撃する内容であるとの主張）のとおり解釈されるとは限らないことなどからすれば、…社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると一見明白であるとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

また、「何かしら話題作りの多い医師で、次は何をするか・・・ため息しか出ません」等と記載した投稿につき、「直接的な侮辱的文言は用いられていないこと、また、投稿者の意見として述べられていること、…原告の前記主張（注：原告を話題作りの多い医師などと揶揄し、ため息しか出ないと原告の人格を否定する内容であるとの主張）のとおり解釈されるとは限らないことなどからすれば、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると一見明白であるとはいえない。」と判示し、開示を認めなかった。

その他の投稿についても名誉権侵害の成立を認めず、開示を認めなかった。

※（）内注記は筆者

番号	047	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.18	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25584676, 判例秘書 L07530733				

〔事案〕

インターネット上の掲示板にされた「キモい」「赤いタヌキ面」「仕事できないくせに偉そう」等との投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、本件投稿は被告の提供するインターネット接続サービスを経由して行われたものとして、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

本件はそもそも同定可能性なしとして請求棄却であった。しかし、仮に同定可能性が認められるとしても、「キモい」は気持ち悪いなどの原告への悪感情を示すもの、「赤いタヌキ面」は原告の顔面が赤みを帯びた丸顔、童顔…であることをいうもの、「仕事できないくせに偉そう」は原告の勤務上の能力の低さと対照的な周囲への対応上の傲慢さをいうものとそれぞれ解することができるが、その一部に侮辱的な表現を含むとはいえ、原告の人格的価値に関し、何らの具体的事実を摘示するものではなく、専ら本件発信者の主観的な意見ないし感想を述べるにすぎないものであって、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明白であるとはいえない」と判示した。

番号	048	キーワード	名誉感情, 名誉権		
裁判所	東京地裁	日付	R2.3.17	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25585112, 判例秘書 L07530680				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使のために、経由プロバイダであるとする被告らに対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

「原告が飽きることなく毎日飲食店で飲酒をしている」との事実を摘示するものと理解することができる投稿について、「毎日飲酒をしていること自体が直ちに非難されるべき事柄であるとは言い難い。そうすると、本件掲示板が、関西地域のキャバクラやクラブ等について語ることを目的とした掲示板であることを踏まえても、…社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を害するものであると評価することはできない。」と判示し、開示を認めなかった。

その他の書き込みについても、名誉感情侵害や名誉権侵害を否定し、開示を認めなかった。

番号	049	キーワード	名誉感情		
裁判所	東京地裁	日付	R2.2.26	種別	判決
審級関係等					
GL頁	9頁				
判例集	LEX/DB25585260				

〔事案〕

インターネット上の電子掲示板にされた各投稿によって権利を侵害されたとする原告が、その投稿をした者（以下「本件発信者」という）に対する損害賠償請求権の行使等のために、本件発信者と当該掲示板の管理者との間の通信を媒介したとされる被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件発信者の情報の開示を求めた事案

〔主文〕

請求棄却（開示否定）

〔要旨〕

「サービスは良かったけど顔と喘ぎが無理やからリピることは無い」「そもそもあれだけサービス良いのに顔も他も良かったらプラチナで止まるわけ無いだろ」「好みがあるのは確かだけど大多数からみて可愛くないって欠点があるからサービス絶品でもプラチナ止まりなのよ。」等と記載した投稿について、「心ない中傷ではあるが、対象者の職業の特性を踏まえると、これは、社会通念上許される限度を超える侮辱であることが明らかであるとまでいうことはできない」「対象者の人格的利益が侵害されたことが明らかであるということとはできない」と判示した。

また、「d顔不細工年齢も30超えてる」「eは美人」（dは原告の源氏名に類するもの）等との投稿についても、同様に判示した。

以上のように、「原告の権利が侵害されたことが明らかであるということとはできない」として開示を認めなかった。